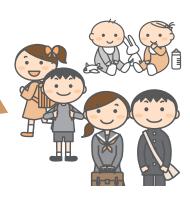
育でに関する種手当について





手当月額 4万2千50円

• 2 級

(中度) …3万4千

• 1 級

(重度)

…5万1千70円

どもは20歳に達するまで。

※第2子は1万40円、

第3子以

※所得制限があります

31日を迎えるまで)を養育し (15歳到達後、 中学校卒業前までの子ど 最初の3月

※養育者または同居親族

(養育

問い合わせ 子育てG

降は6千20円を加算。

支給月

4月・8月・

11 月

者の父母、きょうだいなど)

手当月額

ている方

• 3歳未満…1万5千円

3歳から小学校卒業前までの 3歳から小学校卒業前までの 第1子・第2子…1万円

問い合わせ子育ての

支給月 4月・8月・12月

支給されなくなります。

中学生…1万円 第3子以降…1万5千円

所得が一定額以上の場合は

※子どもの数え方は、18歳到達 子ども一人につき5千円。 最初の3月31日までの間

問い合わせ **支給月** 2月・6月・10月 にある子どもを数えます。 子育てG

手当月額

る20歳未満の子どもを養育し ている方 政令で定める障がいのあ

支給月 問い合わせ

障害児福祉手当

支給月

3月・9月

問い合わせ

子育てG

日常生活において在宅で

場合は、手当が減額あるいは 公的年金などが一定額以上の の所得や前年1年間の養育費 重度心身障害児介護手当

方 未満の子どもを養育している 重度の障がいのある20歳

手当月額 1月・5月・9月 1万円

障がい福祉G

災害遺児手当

対象 手当月額 中学生)を養育している方 ったとき、その子ども(小 や母が重度の障がい状態にな 父や母を亡くした、または父 災害や事故などにより 1万円

支給月 問い合わせ ※所得制限があります。 手当月額 がいのある20歳未満の子ども 2月・5月・8月・ 1万4千65円 障がい福祉G

11

常時介護を必要とする重度

※問い合わせ中の『G』は『グループ』の略です。

85 37 32

児童手当を受給されている方へ

父または母と生計を同一にし

父母の離婚などにより

児童手当を受給されている方は、 毎年6月1日から30日までの間に 『現況届』を提出する必要がありま す。

受給されている方には5月末に書 類を送付していますので、必ず期間 中に提出してください。

提出されない場合、 6月分以降の 手当が支給停止となりますのでご注 意ください。

▶受付期間

※政令で定める障がいのある子

の方など

を養育しているひとり親家庭 最初の3月31日を迎えるまで ていない子ども(18歳到達後

6月1日 金~29日 金9時~17時30分 土・日曜日を除く。

▶受付場所

子育てグループ (郵送可)

※郵送の場合は、6月30日出までの 消印有効。

~現況届の出張受付を行います~

- ◎6月8日金·14日休10時~16時… 鷲別公民館
- ◎6月18日例11時~13時… 婦人センター
- ◎6月22日逾11時~13時… 登別温泉ふれあいセンタ
- 子育てグループ (☎®5634) ▶問い合わせ